

一人ひとりが輝くまち ⑦

2003~2012
国連識字の10年

みんどの人々に教育を

職場で取り組む人権

〜いきいきと働くために〜

最近、職場内の問題として「パワー・ハラスメント」(略して「パワハラ」)がよく取り上げられています。これは、上司が職場での権限を背景に、部下に対して継続的に言葉や態度による暴力をふるったり、不当な要求をしたりして精神的な苦痛を与えることです。

上司・部下の関係はあくまで職場での立場です。上司がそのことをなおざりにすると、相手の人間性を否定するような言動や職務上の権限を超えた命令に結びつく場合があります。

「パワハラ」は個人の勤労意欲を奪うだけでなく、職場全体の人間関係や労働環境を悪化させます。なかには「パワハラ」が原因で、うつ病など心を病ん



でさまざまな病気にかかり、退職に追い込まれたり、命に関わる深刻なケースに発展することもあります。

個人の尊厳を傷つけ、かけがえのない命まで奪いかねない「パワハラ」を未然に防ぐことは、企業の今日的課題です。研修などを通して組織内で「パワハラ」への共通認識を深め、すべての人がいきいきと働くことができるよう、お互いが思いやり、認め合える、明るい職場づくりに努めましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学1年生の作品)

ひとりぼっち つくらず みんなであそぼうね

つまい話にぞ用心!!



30

消費生活相談

相談内容

「都心のマンションを購入すれば、家賃収入もあるので良い投資になる」と分譲マンションの購入を勧誘する電話がしつこく職場にかかる。断ると対応が威圧的に変わる。どうにかならないか。

アドバイス

業者から自宅や職場に投資目的で大都市圏の分譲マンションの購入を勧誘する電話が何度もかかるといふ相談がよく寄せられます。

悪質な業者は投資目的のマンションの購入を勧め、断ると「話も聞かずに断るのか」と威圧的であったり、何度も連絡されるため業務に差し障りが出たりします。相手は会社名を名乗らないこともあり。なかには、根負けし話を聞きに行くなどして、契約することもあるようです。マン

投資用マンションの勧誘電話がしつこく

マンションといえば非常に高価な買い物です。慎重にも慎重を重ねて契約をするべきです。必要ないと判断したら、あいまいな返事はしないできっぱりと断りましょう。

それでもしつこく勧誘の電話があつた場合は、業者名や連絡先などを聞き出し、消費生活相談室や県、または国土交通省の宅地建物取引業規制課に相談してください。迷惑となるような勧誘は、禁止されています。

消費生活相談室

☎08488676410

とき 8日(月)を除く
月〜金曜日10時〜12時、13時〜16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談
12日(金) 14時〜16時
本郷支所

問い合わせ先 商工振興課
☎08448676072 FAX 0848841003